

ID: 236

担当部署: 都市整備課

処分の概要	公益上必要な建築物の特例許可		
例規名 根拠条項	高根沢町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例 第9条第1項		
例規番号	平成24年条例第27号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第9条の規定による。  (公益上必要な建築物の特例)</p> <p>第9条 町長がこの条例の適用に関して、公益上必要な建築物で用途上又は構造上やむを得ないと認め、又は地区計画の区域内の良好な環境を害するおそれがないと認めて許可したものであるについては、当該許可の範囲内において、当該規定は適用しない。</p> <p>2 町長は、前項の規定による許可をする場合においては、あらかじめ高根沢町都市計画審議会の意見を聴かなければならない。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和7年3月27日	最終変更年月日	年 月 日